

8月は「差別をなくす運動月間」です!

昭和40年8月、「同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である」、「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とうたった同和对策審議会答申が出されました。

大分県では、この答申が出された8月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」と定めています。中津市でも、県とともに差別のない人権が尊重される社会づくりを推進します。

この機会に部落差別解消推進法をはじめ障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法等を正しく理解し、人権問題の解決に取り組みましよう。

差別のない社会の実現のために

○解決すべき課題

今日なお、部落差別をはじめとする、不当な差別その他の人権侵害が存在する中で、さらに情報化が進んだことによる社会の変化により複雑多様化し、私たちの解決すべき課題となっています。一人ひとりが「自分の人権」だけでなく「みんなの人権」についても正しく理解し、配慮やお互いに人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要です。

人権学習会・研修会を開催しませんか

中津市では、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指し、あらゆる機会や場所を通じ「人権学習会・人権研修会」を開催しています。

市では、「いつでも、どこでも、なんにんでも」をスローガンに、無料で人権啓発専任の社会教育指導員を派遣します。必要な機材や資料も準備します。

みなさまの会社や、地域で活動をされている自治会、老人会、子ども会、サークルなどで「人権学習会・人権研修会」を開催してみませんか? 窓口、電話、ファックス、インターネットで申し込みを受け付けています。



インターネットからも応募できます。



【お問い合わせ先】

中津市役所 人権・同和对策課
中津市豊田町14番地3
TEL: 0979-22-1229

中津市・大分地方法務局中津支局・中津人権擁護委員協議会

なかつし おおいたちほう ほうむきょく なかつしきょく なかつ じんけんようごいいん きょうぎかい

部落差別とは

○部落差別とは？

部落差別（同和問題）は日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられたものです、その地域の出身者であることを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活のうえで差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成28年12月16日に施行されました。

※「部落差別の解消の推進に関する法律」の全文は市ホームページ「人権・同和対策課内に掲載しています。」

○人権ってなに？

「人権（じんけん）は、「人が人として、社会の中で自由に考え、自由に行動し、幸福に暮らせる権利（けんり）」です。すべての人が、生まれながらにもっている権利です。

○私たちがつかっているインターネットで起きていることって？

部落差別（同和問題）は今もインターネット上には、部落差別を助長、拡大するようなサイトが存在しています。

部落差別は昔の問題ではなく、今現在、私たちの身近で起きている問題です。

知らない事によって、いつの間にか差別に加担してしまったり広げてしまったりすることが無いよう、この機会に「人権が尊重される社会づくり」に向けて、みなさんと一緒に考えていきましょう。

